

役員 の 報 酬 等 の 基 準

公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会

(目的)

第1条 定款第22条に定める役員報酬等は、この基準によるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員報酬額は別表を上限額とし、理事会の決議を経て総会に提案する。

(支給の方法)

第3条 常勤の理事の報酬は、報酬年額の12分の1に相当する額を毎月支払う。

ただし、年度途中で就任又は退任したときは、就任にあつては就任した日の翌日から、退任にあつては退任の日まで、報酬年額の12分の1に相当する額を日割り計算により算出された額を支払う。

2 非常勤の役員報酬は、会長にあつては9月末及び年度末に報酬年額の半額ずつを、その他の役員にあつては年度末に全額を、支払う。

ただし、年度途中で就任又は退任したときは、就任にあつては就任した日の属する月の翌月から、退任にあつては退任した日の属する月まで、月割り計算により算出された額を支払う。

(通勤手当)

第4条 常勤の理事には、報酬とは別に通勤手当を支払う。

(退職金)

第5条 常勤の役員が離任した場合には、その者に退職金を支給することができる。

2 退職金の額は、その者の勤務年数に、退職する日の属する月の報酬年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額を上限とし、理事会の決議を経て会長が定める。

3 勤務年数の計算は、採用の日から起算し離任の月までとする。

(実施細則)

第6条 その他の事項については、公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会職員給与規程を準用する。

附則

この基準は、公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会の設立の登記の日から施行する。

この基準は、平成26年6月12日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

この基準は、平成30年6月14日から施行する。

この基準は、令和4年6月10日から施行する。

この基準は、令和8年6月9日から施行する。

※ 会長以下、役員報酬年額

役職名	報酬額(年額)	摘 要
会長	500,000円以内	協会を代表した各種行事に参加する。
副会長	100,000円以内	会長を代理し、各種行事等へ対応する。
専務理事	6,600,000円以内	協会の経営全般に参画する。
常務理事	5,700,000円以内	第69回全国植樹祭の承継事業に関する業務を執行する。
非常勤 理事・監事	無報酬	